

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：旅券法第17条1項 紛失又は焼失の届出
規制の名称：紛焼失旅券に関する届出による失効制度の導入
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部署：外務省領事局旅券課
評価実施時期：平成30年12月3日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

事前評価時から、課題を取り巻く社会情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響についても顕著なものは発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

紛焼失旅券に関する届出による失効制度の導入を行わなかった場合、第三者による届出による不正失効の可能性が生じることや、旅券の正当な所持人の出入国が阻害され、海外における諸活動に支障をきたす可能性が生じるおそれがある。

こうしたベースラインの考え方については、事後評価時においても同様である。

- ③ 必要性の検証

課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現は特に無いが、国際刑事警察機構（ICPO）を經由した紛失・盗難旅券に係る情報提供がリアルタイムに行われていることから、出頭義務をかけることにより、第三者による不正失効を防止し、日本国旅券の信頼性を維持することができるため、当該規制の必要性があると考えられる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

事前評価時においても出頭にかかる手間とコストが想定されていたが、測定指標は設定されていなかった。事前評価時（平成 17 年）から現在（平成 29 年）にかけての紛失・盗難旅券数は約 4 万件（暦年平均）であり、出頭にかかる交通費等（自宅等から最寄りの都道府県旅券発給窓口までの鉄道賃、車賃等）を要するものと考えられるが、費用は個別のケースによって異なると考えられるため、定量化又金銭価値化は困難である。

なお、事前評価時から遵守費用の内容等について特段の変化・変更はない。

⑤ 「行政費用」の把握

当該規制による行政費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。また、現在においても新たな行政費用は発生していない。

⑥ 効果（定量化）の把握

事前評価時には、定量的な効果を測定指標として設定されていないが、事前評価時と比べ、日本国旅券の不正取得及び不正使用数が低減（改正時の平成 17 年 353 冊→改正後の平成 29 年 45 冊）する結果となったことから、本制度導入による一定の効果はあると考えられる。しかしながら、日本国旅券は定期的に仕様を更新し、不正使用対策についても行っていることから、複数の要因が影響しているため、本制度による効果のみを定量化することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

事前評価時における効果は、日本国旅券の信頼性及び国民の円滑且つ安全な海外渡航を目的としたものであることから、当該制度について金銭価値化は困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響は特に把握されていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

本制度により、遵守費用としての出頭手間及びコストは発生しているものの、事前評価時と比べ、本制度にかかる社会的影響や科学技術の変化は生じていないこと、また、紛焼失旅券の失効が厳格に行われることによって、不正失効防止が図られると共に日本国旅券の信頼性を維持することに繋がるため、本制度は今後も継続することが妥当と考えられる。